

(参考資料1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成28年1月14日現在

Table with columns: 福島県 (Fukushima Prefecture), 出荷制限 (Shipping Restrictions), 摂取制限 (Intake Restrictions). Rows include categories like 野菓類 (Wild Fruits), 穀類 (Grains), 水産物 (Seafood), and 肉 (Meat), listing various products and their respective restrictions.

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成28年1月14日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	階上町
		青森市、十和田市、鯉ヶ沢町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	釜石市、奥州市、平泉町 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、花巻市、北上市、金ケ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
水産物	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
肉	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカ肉	全域
	クマ肉	全域
	ヤマドリ肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町 仙台市、気仙沼市、登米市、大崎市、大和町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬崎町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、暮石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)&及び松川(支流を含む。)&ただし、瀧川及びその支流並びに澁川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。)&ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)&及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシ肉	全域
	クマ肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマ肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、銚田市、茨城町
	タケノコ	北茨城市、ひたちなか市、潮来市、銚田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町
水産物	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
	アメリカナズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
	イノシシ肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシ肉を除く。

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)&及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成28年1月14日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、大田原市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市	
クワ	大田原市、那須塩原市、那須町	
肉	牛肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)&及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
水産物	タケノコ	我孫子市
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)&並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)&ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)&ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)&及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

Table with columns: 福島県 (Fukushima Prefecture), 出荷制限 (Shipping Restrictions), and 出荷制限 (Shipping Restrictions). The table lists various agricultural products and their corresponding restricted areas across Fukushima Prefecture, categorized by product type such as Perishable Agricultural Products (鮮果), Perishable Agricultural Products (キャベツ等), and Perishable Agricultural Products (プロシウワ、カタラウワ等).

※ [Shaded box] の箇所は、出荷制限の対象





原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成28年1月14日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～：十和田市、龍上町(「チラタケを除く。」「H24.10.26～H27.11.20解除：十和田市(「チラタケに限る。」)
		H24.10.30～：青森県(「チラタケを除く。」「H24.10.30～H27.11.20解除：青森県(「チラタケに限る。」)
		H24.10.30～H27.11.20解除：十和田市(「チラタケに限る。」)
		H25.10.1～：野口町(「チラタケを除く。」「H25.10.1～H27.11.20解除：野口町(「チラタケに限る。」)
水産物	マダラ	H24.8.27～H24.10.31解除：青森県道庁厚田郷灯台と北海道函館市厚山灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道入りも町厚田郷灯台の正東の線、最大高潮時海岸線と青森県厚田郷境界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
タケノコ	原木シタケ(菌地栽培)	H24.8.21～：一関市、奥州市 H24.8.20～：奥州市 H24.11.2～：一関市、奥州市
		H24.8.19～H27.4.10解除：奥州市、花巻市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ「菌地栽培」は出荷制限の対象から除く。) H24.8.20～H27.4.10解除：大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ「菌地栽培」は出荷制限の対象から除く。)
		H24.8.20～H27.4.10解除：奥州市、花巻市、奥州市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ「菌地栽培」は出荷制限の対象から除く。)
		H24.8.20～H27.4.10解除：奥州市、大船渡市、花巻市、奥州市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ「菌地栽培」は出荷制限の対象から除く。)
キノコ類(野生のものに限る。)	マツタケ	H24.8.7～H24.10.10解除：花巻市、北上市、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ「菌地栽培」は出荷制限の対象から除く。) H24.8.7～H24.10.10解除：花巻市、北上市、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ「菌地栽培」は出荷制限の対象から除く。)
		H24.8.7～H27.3.17解除：花巻市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ「菌地栽培」は出荷制限の対象から除く。)
		H24.8.7～H27.3.17解除：花巻市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ「菌地栽培」は出荷制限の対象から除く。)
		H24.8.7～H27.3.17解除：花巻市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ「菌地栽培」は出荷制限の対象から除く。)
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.5.10～H25.4.8解除：遠田町 H24.10.23～：大船渡市、奥州市 H24.11.2～：一関市、奥州市
		H24.10.11～：一関市、奥州市、奥州市 H24.10.10～：奥州市 H24.10.10～：奥州市
		H24.10.29～：大船渡市、金ケ崎町 H24.11.7～：一関市、奥州市
		H25.10.9～：奥州市 H24.8.10～：奥州市、花巻市 H24.8.14～：奥州市
コシアブラ	セリ(野生のものに限る。)	H24.8.18～：奥州市 H24.8.9～：北上市
		H24.8.18～：奥州市 H24.8.18～：奥州市
		H24.8.18～：奥州市
		H24.8.18～：奥州市
肉類	鶏肉	H24.5.30～H27.12.21解除：一関市 H24.8.18～：一関市、奥州市 H24.8.18～：奥州市
		H24.8.18～：奥州市、奥州市 H24.8.17～：一関市
		H24.8.17～：奥州市、奥州市 H24.8.7～：奥州市
		H24.8.17～：奥州市
水産物	イナ(養殖を除く。)	H25.1.4～H25.2.4一部解除：一関市(田舎清水町の区域に限る。) ～H27.7.1解除
		H24.11.13～H26.4.11解除：奥州市(田舎清水の区域に限る。)、一関市(田舎清水の区域に限る。)
		H24.11.30～H26.4.11解除：奥州市(田舎清水の区域に限る。)
		H24.10.25～H27.11.20解除：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.8.19～：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	ウグイ	H24.5.2～H25.11.7解除：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H25.6.4～H25.8.30解除：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市杜陵半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
		H24.8.9～：磐井川(「支流を含む。」)
		H24.5.8～H27.9.30解除：磐井川(「支流を含む。」)
		H24.5.11～H27.3.10解除：岩手県内の北上川のうち四十田田ダムの下流(「支流を含む。」「ただし、石碓ダムの上流、石碓ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、御取ダムの上流、豊沢ダムの上流、及び伊勢野ダムの上流を除く。」) H24.6.12～H27.3.10解除：奥川(「支流を含む。」) H24.5.11～H25.8.25解除：大川(「支流を含む。」)
肉類	牛肉	H24.8.11～H25.8.25解除：奥川(「県の定める出漁、輸送方針に基づき管理される牛を除く。」)
		H24.8.10～：金峰
		H24.7.29～：金峰
		H24.10.22～：金峰
宮城県		出荷制限
タケノコ	原木シタケ(菌地栽培)	H24.5.1～H27.4.24解除：白石市 H24.8.1～：丸森町(「下記の区域を除く。」) H24.5.1～H26.4.17解除：丸森町(「旧御野村の区域に限る。」) H24.5.1～H27.4.24解除：丸森町(「旧丸森町及び旧小湊村の区域に限る。」) H24.8.29～：東原町(「下記の区域を除く。」) H24.8.29～H27.7.17解除：奥州市(「旧奥野町、旧志波野町、旧湯浅町及び旧湯崎町の区域に限る。」)
		H24.8.18～：奥州市、角南町 H24.8.18～：丸森町 H24.8.18～：東王町 H24.8.8～：村田町
		H24.8.11～H27.8.29解除：東原町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ「菌地栽培」は出荷制限の対象から除く。) H24.8.11～H27.3.17解除：南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ「菌地栽培」は出荷制限の対象から除く。)
		H24.8.12～：東原町 H24.8.12～：東原町 H24.8.20～H27.4.10解除：大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ「菌地栽培」は出荷制限の対象から除く。)
キノコ類(野生のものに限る。)	マツタケ	H24.4.25～：東松島市 H24.4.25～H28.8.29解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ「菌地栽培」は出荷制限の対象から除く。) H24.4.27～：奥州市 H24.4.27～H27.8.11解除：加美町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ「菌地栽培」は出荷制限の対象から除く。)
		H24.8.7～：川崎町、重香町 H24.8.10～：色麻町 H24.8.10～：色麻町 H24.8.18～：大紫村
		H24.8.27～H27.2.18解除：船倉町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ「菌地栽培」は出荷制限の対象から除く。) H24.8.7～H27.2.18解除：大蔵町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ「菌地栽培」は出荷制限の対象から除く。)
		H24.8.10～：東原町、大崎町
コシアブラ	ゼンマイ	H24.10.18～：東原町、大崎町 H24.8.24～：船倉町 H24.4.27～：東原町
		H24.4.27～H27.8.29解除：大船渡市(「数種されるクサツツは由緒無制限の制限から除く。」) H24.5.2～H27.5.25解除：加美町
		H24.8.9～：奥州野宮 H24.8.7～：奥州市、奥州市
		H24.8.9～：大崎町、南三陸町 H24.8.11～：奥州野宮、七ヶ宿町 H24.8.7～：大崎町
水産物	マダラ	H24.8.11～：奥州野宮、丸森町 H24.8.17～：大崎町
		H24.8.29～：奥州野宮、東原町、大崎町 H25.1.4～H25.3.15一部解除：奥州市(「旧金田村の区域に限る。」) ～H25.5.19解除
		H24.8.19～：東原町(「下記の区域に限る。」)：(「県の定める管理計画に基づき管理される魚は出荷制限の対象から除く。」) H25.11.15～H26.8.11解除：奥州市(「旧金田村の区域に限る。」) H24.12.14～H25.2.9解除：奥州市(「旧金田村の区域に限る。」)
		H24.8.29～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市杜陵半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 H24.8.19～：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	アユ(養殖を除く。)	H24.4.12～H27.11.20解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市杜陵半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 H24.10.22～H27.11.20解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市杜陵半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
		H24.5.20～H25.4.15解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市杜陵半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 H25.6.4～H25.8.30解除：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市杜陵半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
		H24.5.8～H26.1.16解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市杜陵半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 H24.5.8～H26.1.16解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市杜陵半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
		H24.8.27～：宮城県内の阿賀川(「支流を含む。」「ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。」) H25.8.27～H25.12.25解除：宮城県内の阿賀川(「支流を含む。」)のうち、白根堰堤より上流の白石川(「支流を含む。」)
イナ(養殖を除く。)	ウグイ	H24.4.20～H27.3.30解除：宮城県内の阿賀川(「支流を含む。」「ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。」) H24.4.20～：白石川(「支流を含む。」「ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。」) H24.8.14～：三田川のうち大谷川の上流(「支流を含む。」)及び加賀川の上流(「支流を含む。」) H24.8.24～：三田川のうち加賀川の上流(「支流を含む。」)及び加賀川(「支流を含む。」「ただし、加賀川及びその支流並びに加賀川支流の上流を除く。」) H24.8.28～：江合川のうち鴨子ダムの上流(「支流を含む。」)及び二田川のうち鴨子ダムの上流(「支流を含む。」) H24.8.28～：一田川のうち花山ダムの上流(「支流を含む。」)及び三田川のうち鴨子ダムの上流(「支流を含む。」) H24.12.8～：成瀬川(「支流を含む。」)
		H24.4.20～：宮城県内の阿賀川(「支流を含む。」「ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。」) H24.8.29～：宮城県内の北上川(「支流を含む。」)
		H25.7.29～H25.11.19解除：金峰(「県の定める出漁、輸送方針に基づき管理される牛を除く。」)
		H24.8.22～：奥州市、丸森町、山崎町 H24.8.25～：金峰(「上流地域を除く。」)
肉類	豚肉	H24.8.25～：金峰

※ 網かけの箇所は、出荷制限の対象



原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成28年1月14日現在

栃木県		出荷制限	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除：水野川(支流を含む。)	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H25.5.30～H27.8.23解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)	
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.29解除：大井川(支流を含む。ただし、箕井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.29解除：箕井川(支流を含む。)	
	ウグイ(養殖を含む。)	H24.5.30～H25.1.23解除：渡良瀬川(支流を含む。)	
肉	牛の肉	H23.8.24～H23.9.28一部解除：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
	イノシシの肉 シカの肉	H23.12.2～H23.12.5一部解除：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	
その他	茶	H23.7.8～H24.6.1解除：栃木県 H23.6.2～H25.3.26解除：大田原市 H23.6.2～H25.3.31解除：鹿沼市	
群馬県		出荷制限	
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除：全県	
	オキナ	H23.3.21～4.8解除：全県	
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.10～：東田原町、東田原町、藤岡市 H24.10.10～：東田原町 H24.10.10～：東田原町 H24.10.10～：東田原町 H24.11.18～：みなかみ町	
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～：宮城県川崎川から夏取電力株式会社久慈発電所菅沢川取水施設までの区間(支流を含む。)	
水産物	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
	イワナ(養殖を含む。)	H24.4.27～H24.11.9解除：清瀬川(支流を含む。)	
肉	イノシシの肉	H23.8.19～：群馬川(支流を含む。)	
	クマの肉 シカの肉 ヤマドリ肉	H24.10.10～：全県 H24.8.10～：全県 H24.11.18～：全県 H23.1.23～：全県	
その他	茶	H23.6.30～H24.5.29解除：桐生市 H23.6.30～H25.5.7解除：渋川市	
埼玉県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.10～：東田原町、東田原町 H24.10.10～：とちがわ町 H24.11.8～：熊山町	
千葉県		出荷制限	
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町	
	ジャガイモ、モダンサイ、サツマ	H23.4.4～4.22解除：旭市	
	パセリ	H23.4.4～4.22解除：旭市	
	セルリー	H23.4.4～4.22解除：旭市	
タケノコ	H23.4.4～H23.10.29解除：高野市、大栗津市		
	H23.4.6～H23.11.14解除：茨城県		
	H24.4.11～H27.1.22解除：船市、白井市		
	H24.4.11～H25.10.23解除：八千代市		
原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.12～H25.10.23解除：船橋市		
	H24.4.18～H25.10.23解除：芝山町		
	H23.10.11～：東田原町		
	H23.10.11～H23.10.14一部解除：東田原町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)		
原木シイタケ(施設栽培)	H23.12.22～H23.10.14一部解除：佐倉市		
	H24.2.29～：印旛町		
	H24.4.10～：白井市		
	H24.4.18～：千葉市、八千代市		
水産物	ギンナ	H24.7.8～：千葉県及び千葉県に流入する河川(支流を含む。)、千葉県(支流を含む。)	
	コイ	H24.7.8～：千葉県及び千葉県に流入する河川(支流を含む。)、千葉県(支流を含む。)	
	ウナギ	H24.11.12～：千葉県内の利根川のうち荒大橋の下流(支流を含む。)	
	イノシシの肉	H24.11.8～H25.1.19一部解除：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	
その他	茶	H23.8.2～9解除：大宮白雲町 H23.7.4～H24.5.21解除：鎌倉市 H23.6.2～H24.5.29解除：八街市 H23.6.2～H24.5.29解除：野田市、富里市、山成市 H23.6.2～H25.5.13解除：成田市	
	神奈川県		出荷制限
	その他	茶	H23.6.2～8.29解除：南足柄市 H23.6.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除：安川町、清川村 H23.6.2～10.26解除：相模原市 H23.6.27～10.26解除：中井町 H23.6.2～11.1解除：小田原市 H23.6.2～11.10解除：真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除：漣河原町
新潟県		出荷制限	
肉	クマの肉	H24.11.8～：全県(佐渡市及び黒島郷村を除く。)	
山梨県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：富士吉田市、富士河口湖町、穂積村	
長野県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.6.20～：飯野町、野代町 H24.10.1～：小笠原、飯野町(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.11.29解除：小海町、南佐村(マツタケに限る。) H24.10.11～：松久保(マツタケを除く。) H24.10.11～H27.11.29解除：松久保(マツタケに限る。) H23.10.1～：小笠原(マツタケを除く。)	
	コシアブラ	H23.8.27～10.26解除：相模原市 H23.6.27～11.1解除：小田原市 H23.6.2～11.10解除：真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除：漣河原町	
	コシアブラ	H23.8.27～10.26解除：相模原市 H23.6.27～11.1解除：小田原市 H23.6.2～11.10解除：真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除：漣河原町	
	コシアブラ	H23.8.27～10.26解除：相模原市 H23.6.27～11.1解除：小田原市 H23.6.2～11.10解除：真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除：漣河原町	
静岡県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.8～：御園町、小山町 H23.10.8～：富士吉田市、富士市 H23.10.7～：御園町	

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

( 参考資料 3 )

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成28年1月14日現在

福島県	摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	<b>H23.3.23～ 下記の地域以外</b>
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
結球性葉菜類(キャベツ等)	<b>H23.3.23～ 下記の地域以外</b>
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	<b>H23.3.23～ 下記の地域以外</b>
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
	H23.3.23～5.4解除：いわき市
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
	H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
原ホシイタケ(露地)	<b>H23.4.13～ 飯館村</b>
	<b>H23.9.6～ 棚倉町(※首根菌に属する野生キノコに限る)</b>
キノコ類(野生のものに限る。)	<b>H23.9.16～ いわき市、棚倉町</b>
	<b>H23.9.20～ 南相馬市</b>
	<b>H23.11.9～ 相馬市、南相馬市、広野町、棚倉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村</b>
水産物 イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)	H23.4.20～H24.6.22解除：全域
	<b>H24.3.29～ 新田川(支流を含む。)</b>
肉 イノシシの肉	<b>H23.11.9～ 相馬市、南相馬市、広野町、棚倉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村</b>
	<b>H23.11.25～ 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</b>

※ [点線] の箇所は摂取制限の対象